うきは市農業委員会第22回総会議事録

[開催日時] 令和元年12月10日(火)午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 三階大会議室

[議事日程]

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第2号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

報告第3号 土地改良届について

(出席委員)

会長 16番 佐々木 芳幸

会長職務代理人 15番 中村 稔

委員 1 番 赤司 正光 9 番 堀江 清成

2 番 山下 保則 10番 竹石 正芳

3 番 吉瀬 正毅 11番 樋口 美智子

4 番 石井 好人 12番 堀江 裕一郎

6 番 佐藤 景一 13番 樋口 健次

7 番 尾花 里美 14番 佐藤 春義

8 番 梶村 輝明

(欠席委員) 5 番 山手 忠男

(農業委員会職員)

係長 樋口 秀夫

技師 堀江 太一

事務局 只今より第22回うきは市農業委員会定例総会を開催します。それでは農業員会 会議規則第5条に基づきまして会長の方に議事の進行をお願いします。

議長 本日の議事録署名人は2番委員と3番委員です。欠席委員は5番委員です。そ れでは議事を進めていきたいと思います。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長
それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 場所は妹川保育園のすぐ南側になります。申請者はお茶農家で事業拡大という ことで格納庫を作り、余った所は駐車場にするとの事です。雨水・排水に関し ては問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

9番 先ほどの説明の通りです。雨水は保育園の横の U 字溝に流すという事で溜枡を 設けるとの事です。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願 いいたします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。

議長 採決に入ります。議案1-1に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長引き続き議案1-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 1 - 2 上程)

事務局 (議案1-2説明・朗読)

議長
それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 場所は市役所の砂利の駐車場の川を挟んで北側になります。周りは宅地・水路 に囲まれております。また、川が増水するとすぐに浸かってしまうような所で すので、耕作には適しておりません。雨水も排水も問題ないと思いますので皆 様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長
それでは担当委員の説明を求めます。

7番 先ほどの説明の通りです。雨水は隣の川に流し、排水は北側の公共の下水道の 方に流すとの事です。また、川が増水すると道路が冠水してゴミが上がってき ます。皆様のご審議をお願いします。

事務局 地は 2.1m くらいあがる予定という事です。川の方には L 型擁壁をつき、それ 以外の部分につきましてはのり面仕上げという事です。

議長 一筆だけ農地として残して、他は転用という事ですか?

事務局 その通りです。

議長 他に質問はありませんか?

議長 採決に入ります。議案1-2に賛成の方挙手を求めます。

議長 賛成多数と認め許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-3を議題とします。

(議案 1 - 3 上程)

事務局 (議案1-3説明・朗読)

議長
それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先ほどの説明のとおり、自宅が県道拡幅にかかるため、その代替え地との事で す。場所は住宅地の真ん中で雨水・排水の関係も問題ありません。皆様のご審 議をよろしくお願いします。

議長
それでは担当委員の説明を求めます。

2番 先ほどの説明の通りです。本人もこの地域に住みたいという事と、地域の方も 残ってほしいということです。土地自体には何も問題ありません。皆様のご審 議をよろしくお願いします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。

議長 議案1-3に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-4を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-4上程)

事務局 (議案1-4説明・朗読)

議長
それでは分科会長の意見を求めます。

10番 申請地は住宅地の真ん中にあり、荒れているような状態です。先ほど説明がありました通り従業員の居住地にもなるという事です。雨水につきましても、東側に排水路がありますので問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長それでは担当員の説明を求めます。

15番 先ほどの説明の通りです。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長質疑なしと認めます。採決に入ります。

議長 議案1-4に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-5を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-5上程)

事務局 (議案1-5説明・朗読)

議長
それでは分科会長の意見を求めます。

10番 申請者は土木会社を営んでおり、現在自分の田んぼを仮の資材置き場として利用しておりますが、そこを水田に戻すという事で、その代替え地として今回の申請地をという事です。雨水の関係も問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長
それでは担当委員の説明を求めます。

8番 先ほどの説明の通りです。申請者が借りて申請者自らが経営する会社に貸し、 露天資材置き場として利用するとの事でした。皆様のご審議をよろしくお願い いたします。

議長質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長質疑なしと認めます。採決に入ります。

議長 議案1-5に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-6を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-6上程)

事務局 (議案1-6説明・朗読)

議長
それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 場所はお稲荷さんの参道の両側になります。以前は荒れておりましたが、現在 は綺麗に管理され、今後は桜やイチョウやもみじなどを植えて管理していくと の事です。今では人気の観光スポットとなっており景観的にも良いことだと思 います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長
それでは担当委員の説明を求めます。

1番 先ほどの説明の通りです。以前は柿などが植わっておりましたが、数年前から 何も植わっていない状況です。桜等を植えることで景観的にも良くなると思い ます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。

議長 議案1-6に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と します。事務局説明をお願いします。

(議案2-1上程)

事務局 (議案2-1説明・朗読)

議長
それでは分科会長の意見を求めます。

10番 申請地は南側に太陽光、北側に宅地があり、農地として次の担い手が見つかる 可能性が低いため太陽光を設置するとの事です。皆様のご審議をよろしくお願

いいたします。

議長
それでは担当員説明をお願いします。

11番 先日現地を確認しました。先ほどの説明の通りです。水はけもいいとの事でしたので問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。

議長 採決に入ります。議案2-1に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案2-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-2上程)

事務局 (議案2-2説明・朗読)

議長
それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 場所はゆめマートの西側になります。周りは宅地に囲まれており、申請地だけが残っているような状況です。今回はその農地の半分に集合住宅を建設し、申請者が経営するとの事です。また、その残地につきましては畑として利用するとの事です。雨水・排水につきましては田んぼの排水溝がありますのでそこに流すとの事です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

2番 先ほどの説明の通りです。周りも住宅に囲まれておりますので特に問題もない と思いますし、致し方無いのかなと思います。皆様のご審議をよろしくお願い いたします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。

議長 議案2-2に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達します。

議長 続きまして議案第3号 農地法第3条による許可申請についてを議題としま す。事務局説明をお願いします。

(議案3-1・2上程)

事務局 (議案 3 - 1 · 2 説明・朗読)

議長
それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 先日新規就農ということでヒアリングを行いました。柿を作るということで、 しばらくは譲渡人より指導を受けて営農し、販売方法についても譲渡人と共同 で販売していくとの事です。また、富永の方の農地につきましてはオリーブを 作るという事でした。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお 願いいたします。

議長
それでは担当委員説明をお願いします。

1番 先ほどの説明の通りです。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

15番 先ほどの説明の通りです。申請地はやや荒れ気味ですが、それを整地しつつオリーブにしていくという事でした。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長質疑なしと認めます。採決に入ります。

議長 議案 3-1・2 に賛成の方挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可とします。

議長 引き続き議案3-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-3上程)

事務局 (議案3-3説明・朗読)

議長
それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請者はまだ若いですが、以前からお父さんの手伝いをしていたという事で野菜の栽培経験もあるようです。既に2年ほど前から新川地区に住んでおり、今回その周辺の農地を取得するという事です。販路としましては里芋や大根をスーパーマーケットへ直売するとの事です。また、野菜集荷のアルバイトもしているとの事で、しばらくは農業とアルバイトでやっていくとの事でした。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長
それでは担当委員説明をお願いします。

13番 先ほどの説明の通りです。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 それまでは譲渡人の両親が耕作していたということでしょうか?

13番 耕作は高齢のためできなくて、管理だけ行っておりました。

議長 他になければ、採決に入ります。

議長 議案3-3に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案3-4を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-4上程)

事務局(議案3-4説明・朗読)

議長
それでは担当委員説明をお願いします。

2番 先ほどの説明の通りです。場所は池内リサイクルに行く途中に土が積んであるところの近くになります。現在は荒れておりますが、整地して野菜を作るという事です。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長質疑なしと認めます。採決に入ります。

議長 議案3-4に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案3-5を議題とします。事務局説明を願いします。

(議案3-5上程)

事務局 (議案3-5説明・朗読)

議長
それでは担当委員説明をお願いします。

10番 先ほどの説明の通りです。譲渡人の方が体調がよろしくなく、耕作が難しいと のことです。申請地は現在も譲受人が耕作しており、そのまま所有権が移るの に特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長
それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長質疑なしと認めます。採決に入ります。

議長 議案3-5に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案3-6を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-6上程)

事務局 (議案3-6説明・朗読)

議長
それでは担当委員の説明を求めます。

13番 譲渡人が高齢で車にも乗れないため作付けが困難になったことから、知人である譲受人に譲るという話になったそうです。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長質疑なしと認めます。採決に入ります。

議長 議案3-6に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案3-7を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-7上程)

事務局 (議案3-7説明・朗読)

議長それでは担当委員の説明を求めます。

15番 先ほどの説明の通りです。場所は RDF の西側になります。申請地は荒れておりますが、しっかり整地した後にみかんを植えるとの事でした。特に問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長質疑に入ります。質問のある方挙手を求めます。

議長質疑なしと認めます。採決に入ります。

議長 議案3-7に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案3-8を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-8上程)

事務局 (議案3-8説明・朗読)

議長それでは担当委員説明をお願いします。

14番 先ほどの説明の通りです。親から子への生前贈与という事です。特に問題ない

と思いますので皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。

議長 議案3-8に賛成の方挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案3-9を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-9上程)

事務局 (議案3-9説明・朗読)

議長
それでは担当委員の説明を求めます。

8番 譲渡人は共有名義で2人とも大阪に居るため耕作ができないという事で現在も

実際に管理しているのは譲受人です。譲受人は高齢ながらも体は元気で問題なく、後継者もいるという事で問題ないかと思います。皆様のご審議をよろしく

お願いします。

議長 質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。

議長 議案3-9に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 続きまして議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画

(所有権移転) についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案4-1~2上程)

事務局 $(議案 4 - 1 \sim 2 説明・朗読)$

議長 質疑なしと認めます。

議長 採決に入ります。

議長 議案4-1~2に賛成の方挙手を求めます。

議長 はい、全員賛成という事で許可相当し、うきは市長の方へ報告します。

議長 続きまして報告に移ります。事務局説明をお願いします。

(報告1~3上程)

事務局 (報告1~3説明・朗読)